

令和4年(ネ)第4956号 国家賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人(一審原告)



被控訴人兼控訴人(一審被告)

国

上申書

令和5年6月30日

東京高等裁判所第24民事部係 御中

一審被告指定代理人

本村行広



大須賀謙一



藤原美咲



河本岳大



鈴木璃舞



小林寛



上田博亮



迎雄二





後藤賢治



蒲地康成



藤田 智 行 

小 卷 仁 

宮 崎 喜 昭 

一審被告は、貴裁判所に対し、本件訴訟において実施予定の証人尋問における~~■~~
~~■~~の生前の様子を撮影したビデオ映像（以下「本件映像」という。）の利用（民事訴訟規則116条1項）の方法について、法廷内に設置された大型モニターを使用して本件映像を映出するなどの本件映像が傍聴人に見えるようにする措置をとらないことを申し入れている（以下「本件申入れ」という。なお、証人尋問において、証人に示した映像と同一の映像を当事者及び裁判官が同時に閲覧できるようにすることについては、異議はない。）ところ、本件申入れに関する裁判所の検討に資するものとして、本件訴訟と類似する訴訟（以下「別件訴訟」という。）における証人尋問等の際のビデオ映像の利用方法について上申するとともに、本件訴訟の証人尋問において本件映像を利用した尋問を行う際に、大型モニターを使用して本件映像を映出するなどの方法を採用すべき必要がない上、そのような方法を採用した場合、公正かつ円滑な証人尋問の実施が妨げられるおそれがあることについて補足する。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

第1 別件訴訟の担当裁判所及び事件番号等（証人尋問等を実施した審級のもの） について

裁 判 所 東京地方裁判所民事第1部

事件の番号 令和元年（ワ）第21824号

事 件 名 国家賠償請求事件

第2 別件訴訟においては、入国警備官の証人尋問等を実施した際、ビデオ映像を 大型モニターに映出しないこととされたこと

別件訴訟は、東日本入管センターに収容されていた別件原告が、入国警備官らにおいて、別件原告を居室から処遇室に連行した上で同人を制圧して戒具を使用するなどの有形力を行使したことなどが違法である旨主張し、国に対し、国賠法1条1項に基づき損害賠償金の支払を求めた事案である。入国警備官ら

は、同制圧時の状況をビデオ撮影しており、別件訴訟においては、同ビデオの映像が証拠として取り調べられていた。

別件訴訟の被告であった国は、別件訴訟における入国警備官等の証人尋問及び原告本人尋問（以下、総称して「証人尋問等」という。）時に、証人及び原告本人に対して上記映像を示す際、同映像を法廷内に設置された大型モニターに映出することにより、監視カメラの位置、撮影角度、解像度等が明らかになり、非違行為を助長するなどの保安上の支障が生じるおそれがある上、傍聴人が不規則発言を行うことも考えられ、そうなれば証人に対し不当な圧迫や影響を与えることにもなりかねず、証人が記憶に基づいてありのままの証言をすることが困難となるなど、公正かつ円滑な尋問の遂行に影響を与えるおそれがあるため、証人尋問等の際に証人及び原告本人に対して同映像を利用した尋問を行う場合は、法廷内に設置された大型モニターに同映像を映し出さないようにされたい旨裁判所に申し入れた。

これを受け、別件訴訟の受訴裁判所は、証人尋問等において上記ビデオ映像を証人又は原告本人に示す際に大型モニターを使用する必要性がないとして、別件訴訟における証人尋問等においては、ビデオ映像を利用した尋問をする際に大型モニターを使用せず、当事者双方、証人（原告本人）及び裁判官それぞれの手元にあるモニターにのみ同映像を映出する方法を採った（なお、傍聴人には音声のみが聞こえていた。）。

第3 本件訴訟の証人尋問において、大型モニターを使用してビデオ映像を映出する方法を採るべき必要がなく、そのような方法を採った場合、公正かつ円滑な証人尋問の実施が妨げられるおそれがあること

本件訴訟においても、貴裁判所での証人尋問時に、証人（入国警備官）に対し、本件映像を利用した尋問が行われる可能性があるところ、証人に対して本件映像を示す際に、大型モニターやスクリーン等に本件映像を映出する必要性

がないことは、別件訴訟と同様である。

すなわち、そもそも証人に対して本件映像を示す必要があるとしても、他の書証と同様、当該証人、裁判官及び当事者（代理人を含む。）において、いかなる証拠のどの部分が示されているか把握できれば、証人尋問を適切に実施するのに十分であって、あえて本件映像を大型モニターに映出する方法を採るべき必要はない。また、本件映像を大型モニターに映出する方法等を採った場合、これを見ることにより、施設内のカメラの位置、撮影角度、解像度等が明らかになり、非違行為を助長するなど、施設の保安上の支障が生じるおそれがある。さらに、被収容者の死亡事案に係る本件映像の性質上、本件映像を直接視聴した傍聴人が、感情をあらわにしたり、証人の証言に対して何らかの反応・発言等を行ったりするおそれが高く、これにより証人が不当な影響を受け、公正かつ円滑な証人尋問の実施が妨げられ、審理の円滑な遂行に支障を生じさせる危険があるのであって、証人尋問中に証人に対する悪影響が一旦生じた場合、同尋問中にその影響を払拭することはできず、取り返しがつかないことからすれば、本件訴訟の証人尋問において、本件映像を大型モニターに映出する方法は採られるべきではない。

なお、本件訴訟における原審の証人尋問時に本件映像を大型モニターに映出する方法で証人（医師）に示した際は、幸いにも訴訟の遂行に支障は生じなかった。

しかし、原審で証人尋問が行われた当時と現在とでは状況に変化が生じている上、原審の証人と今後実施される証人尋問の証人との立場の違い等を踏まえれば、貴裁判所における証人尋問において本件映像を利用した尋問を行う際に、大型モニターに本件映像を映出する方法を採った場合、公正かつ円滑な証人尋問の実施が妨げられるおそれがある。以下補足する。

近時、名古屋出入国在留管理局におけるスリランカ人女性死亡事案（以下「名古屋事案」という。）の訴訟や入管法改正の国会審議等により、入管関係訴訟

が社会の耳目を集めているところ、本件訴訟は、被収容者の死亡事案であることなどの点で名古屋事案との共通点もあり、原審判決が報道や国会等で取り上げられるなどし、特に社会の耳目を集めるに至っており、原審の証人尋問時とは社会における注目度が全く異なる状況にあるといえる。このような状況からすると、一審原告の支援者や第三者が本件訴訟の傍聴に訪れ、本件映像を傍聴席で見た場合、一定の感情をあらわにしたり、証人の証言が自己の印象と異なるなどの理由で同証言に対して何らかの反応・発言等をすることも考えられ、そのような傍聴人の言動が、特に証人に対し不当な圧迫となったり、不安感を覚えさせたりするなどの影響を与えることともなりかねず、証人が落ち着いた状態で記憶に基づいてありのままの証言をすることが困難となって、公正かつ円滑な尋問の実施が妨げられるおそれがある。また、原審の証人は、医師であり、証人尋問においては、当事者から離れた専門的立場に基づいて医学的・専門的な知見を述べたものであり、その証言内容等に傍聴人が不測の発言等をして、証人に影響を与えるおそれは比較的小さいものであった。他方で、今後尋問実施予定の証人は、本件当時、東日本入管センターにおいて、生前のワンジの処遇に当たった入国警備官であり、より当事者に近い立場にある上、生前のワンジへの対応等の客観的事情はもとより、それに基づく証人自身の認識・判断等の主観的事情についても証言する予定であって、原審の証人とは立場も証言内容も大きく異なり、傍聴人からの反応や不規則発言等による影響をより受けやすい立場の証人であるといえる。

以上のような事情の下において、大型モニターに本件映像を映出して上記入国警備官の証人尋問を実施した場合、傍聴人の反応や不規則発言等が証人に対して不当な影響を与えるおそれがあり、公正かつ円滑な証人尋問の実施が妨げられるおそれがある。

なお、一審原告は裁判の公開原則との関係で本件映像を大型モニターに映出することが望ましい旨主張することが予想される。しかし、裁判の公開を定め

る憲法82条1項において公開法廷で行うとされている「対審」とは、訴訟当事者が、裁判官の前で口頭によりそれぞれ主張を対立的に述べることをいうのであり（木下智史ほか「新・コンメンタール憲法（第2版）」677ページ）、全ての訴訟記録の公開を含むものではないとされている（同680ページ）。このことからすると、尋問時に証人に対して訴訟記録を示す場合、当該訴訟記録を傍聴人に示すことまでを憲法82条が要求しているとはいえず、本件映像を大型モニターに映出しないことは公開原則に何ら反しない。

したがって、本件訴訟の証人尋問において、法廷内に設置された大型モニターを使用して本件映像を映出する方法は採られるべきでない。

以上